

地域ケア個別会議で、 検討したい事例 ありませんか？



地域ケア個別会議とは？

自立支援型事例検討です。

高齢者の自立支援に向けた事例検討を、多職種で行います。

※令和8年度は、令和8年5月～令和9年1月の期間、毎月1回開催予定です。

①目的は？

- ・ 高齢者のQOLの向上
- ・ 地域包括ケアシステムの構築

②期待する効果は？

- ・ 個別課題の解決
- ・ 専門職としてのスキルアップ
- ・ ケアマネジメントやケアの向上
- ・ 地域課題の把握、対応策の検討
- ・ ネットワークの構築

③誰が参加する？

- ・ 担当ケアマネジャー
- ・ 地域包括支援センター職員
- ・ サービス提供事業所
- ・ 専門職
- ・ 益田市

④専門職の種類は？

- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 管理栄養士
- ・ 歯科衛生士
- ・ 薬剤師
- ・ 保健師 など

会議の様子



事例提供者の声

利用者支援の後押しになった。

利用者本人が知りたい、具体的な助言が
いただけて良かった。

自立支援に向けて、目標の再検討が必要と認
識できた。

専門職からのアドバイスで、他視点からの助
言がいただけて良かった。

お問い合わせ先

益田市高齢者福祉課

益田市常盤町1番1号

TEL 0856-31-0245 (直通)

認知症（予防）カフェの紹介

認知症（予防）カフェは、認知症やそのご家族が、いろいろな方と繋がることのできる居場所です。

■市内の認知症（予防）カフェ一覧（R8年3月時点）

名 称	開催日	開催時間	参加費 (1人あたり)	電話番号
認知症予防カフェどんちっち（須子町）	毎月第2土曜日	13:30～15:30	200円	25-7765
認知症予防カフェ ひゃこる（久城町）	毎週木曜日	10:00～12:00	200円	23-1585
認知症予防カフェ ひぐらし苑（波田町）	年4回（春・夏・秋・冬）	9:30～11:30	200円	26-0044
おしゃべりカフェ あんず（美都町仙道）	毎月第3土曜日	10:00～13:00	100円～300円	52-7171
じんごうカフェ（美都町宇津川）	月曜日～金曜日	9:00～15:00	100円	52-2552
ことめちゃんカフェ（高津四丁目）	毎月第1土曜日 （変更あり）	13:30～	100円	23-1660
オレンジカフェ（乙吉町）		10:00～11:30	300円	31-0245 (市高齢者福祉課)
認知症カフェ春風（下本郷町） ※休止中	毎月第3土曜日	9:30～11:30	200円	22-6262
認知症予防カフェ ひまわりの庭（幸町） ※休止中	毎月第1土曜日	10:00～12:00	200円	090-2388-8873
オレンジカフェまほろば（高津1丁目） ※休止中	毎月第2日曜日（変更あり）	13:30～15:30	200円	25-7480

認知症相談会「おしゃべりカフェ」の紹介

家族の物忘れが進んできていて困っている、家族の認知症の症状が理解できない・・・など、なかなか周りには話せない心の中のモヤモヤを、声に出してスッキリしませんか。

開催日時：令和8年4月30日（木）13：30～15：30

場 所：キヌヤショッピングセンター2階 催事場

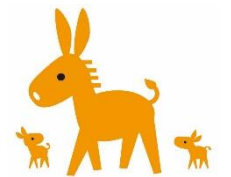
対 象：どなたでも

申 込：不 要

★開催日時でご都合のいい時間に、自由に来て、話して帰ってください

★当日は、認知症の人と家族の会 島根県支部益田地区会の会員がスタッフとして対応します

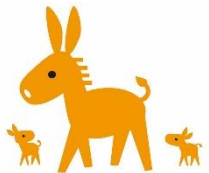
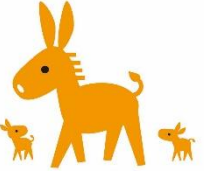
令和8年度も、
毎月1回開催
予定です。



【問い合わせ先】

認知症の人と家族の会 島根県支部益田地区会(TEL 52-2552)
益田市高齢者福祉課(TEL 31-0245)

認知症相談会「おしゃべりカフェ」の様子



本人ミーティング「みそしるの会」の紹介

“みそしる”には、ご家庭それぞれの味があるように、自分の持ち味を活かしながら楽しく暮らせるヒントをもらえる会です。

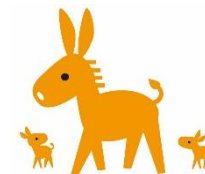
あたたかい“みそしる”を飲んだときのように、ホッと落ち着く空間です。

開催日時：令和8年3月26日（木）13：30～15：00

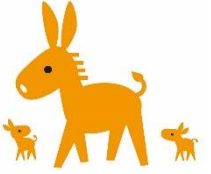
場 所：まうまうカフェ（さんさん牧場内）

**対 象：認知症と診断された人、物忘れを感じている人
その家族**

申 込：不 要



本人ミーティング「みそしるの会」の紹介



高齢者の補聴器の 購入費を助成します



聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、円滑なコミュニケーションが維持できるよう、補聴器の購入費用を一部助成します。

対象者

下記の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の方
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- (3) 両耳聴力レベルの平均が40dB以上70dB未満の方
医師の意見書が必要になります。
- (4) 益田市介護保険料第1段階～第5段階までの方



中等度難聴（およそ40dB～70dB）とは？

通常の会話は60dBとされており、中等度難聴は「できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえない」、「テレビや電話の呼び出し音が聞こえない」など、日常生活で支障が生じる聴力レベルだと言われています。

助成額

補聴器本体(イヤーマールド含む)購入費用として、**25,000円**

- * 1人(1台)1回限り
- * 購入費用は25,000円以上のものとする
- * 修理費等及び交付決定前に購入したものは対象外
- * 市内の補聴器取扱業者は裏面参照

【問い合わせ先】

益田市 福祉環境部高齢者福祉課 地域包括推進係
〒698-8650 益田市常盤町1番1号
TEL：0856-31-0245 FAX：0856-24-0181

申請の流れ
は裏面へ

手続きの流れ

1

申請書を作成する

対象要件を確認し、申請書を作成してください。

申請書設置場所：市高齢者福祉課、美都地域総務課、匹見地域総務課、市内の耳鼻咽喉科、市内の補聴器取扱業者、市ホームページ

2

耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められたら、申請書の「医師の意見欄」の作成を依頼してください。

※受診や意見書作成に係る費用は自己負担となります。

3

申請書を提出する

申請書に必要事項を記入の上、高齢者福祉課へ提出してください。

4

市から決定通知書を送付する

市は申請内容を確認し、助成決定者には決定通知書をお送りします。

5

補聴器を購入する

補聴器取扱業者へ決定通知書を持参し、補聴器の購入費用から助成額25,000円を差し引いた額を支払い、補聴器を購入してください。

購入時に市指定の請求書を記入してください。

【市内の補聴器取扱業者】

業者名	住所	電話番号 / F A X
サロン・ド能地	乙吉町イ102番地1	22-8522 / 22-5193
スマイル補聴器	高津 5 丁目16番 1 号	25-7633 / 25-7634
田城時計店	駅前町11番22号	22-3020 / 22-3078
ニッタ ゆめタウン益田店	高津 7 丁目21番12号	23-7891 / 23-7892
メガネ・補聴器 日の丸	あけぼの西町8番地11	22-0683 / 22-0683
眼鏡市場 益田店	高津 7 丁目5番34号	22-0277 / 22-0277
めがね高島屋	乙吉町イ336番地5	23-0041 / 25-7366

令和6年度の状況

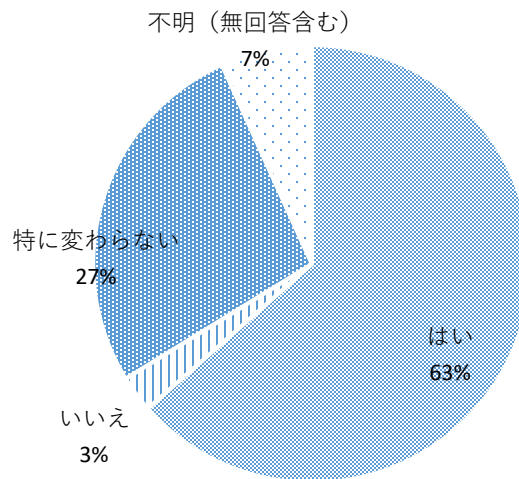
令和6年度助成件数：78件

<補聴器使用后アンケート結果 一部抜粋>

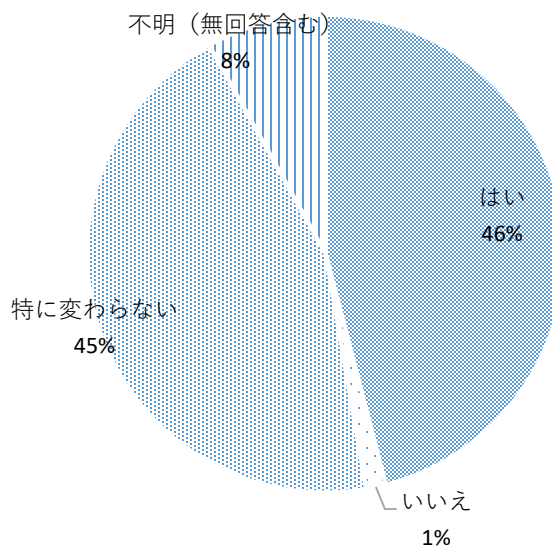
購入から半年経過した時期に、アンケート調査を実施

送付者数：78名 → うち回答者数：74人（郵送回答：62人、電話：12人）

家族や友人との会話がしやすくなった、
会話することが増えましたか。



外出の頻度が増えるなど、安心して生活が
できるようになった。



認知症になっても、あんしんおでかけ支援

GPS機器^{*}の購入費またはレンタル費用を助成します

認知症の方が安心して出かけることができ、また認知症の方を介護しているご家族の精神的負担の軽減が図れるよう、GPS機器の購入費またはレンタルに係る費用の一部を助成します。

助成対象者

下記の要件（1）～（3）をすべて満たす方

- （1）市内に住所を有する40歳以上の方で、認知症または認知症の疑いがある方
- （2）施設等へ入所しておらず、在宅で生活している方
- （3）機器の充電等、ご家族の協力が得られる方



助成額

上限 **10,000円**（消費税込）

GPS機器および付属品の購入費用またはレンタル費用に係る初期費用

* 助成対象者1人につき1回限り

* 駆けつけ対応を行なっている業者（下記の助成対象業者）からのGPS機器の購入またはレンタルが対象

* 交付決定前に購入またはレンタルしたものは対象外

■補助対象経費

購入	レンタル
GPS機器本体、専用充電器の購入費	GPS機器本体、専用充電器の賃借料（開始月分のみ）
利用を開始する際に要する手数料（初期登録費用）	

■助成対象業者（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第6項に規定する機械警備業を営む警備会社）

セコム山陰（株）
益田市乙吉町イ96番地5 TEL(0856)23-4724

※GPS機器…GPS（人工衛星を利用して位置を測定する仕組み）位置情報システムにより位置情報を確認することができる機能を有する機器

申請方法は裏面へ→

手続きの流れ

1

市高齢者福祉課に行き、助成の説明を受ける

申請書をお渡しします（市公式ウェブサイトからダウンロードもできます）

2

助成対象業者に相談し、見積もりをもらう

助成対象業者は、本チラシ表面をご覧ください。

3

申請書を作成・提出する

申請書に必要事項を記入の上、市高齢者福祉課へ持参し提出してください。
※下記「申請時に必要なもの」をご確認ください。

4

市から決定通知書を送付する

市は申請内容を確認し、助成決定者には決定通知書をお送りします。



5

GPS機器を購入またはレンタルする

助成対象業者へ決定通知書を持参し、購入費用またはレンタル費用から助成額10,000円を差し引いた額を支払ってください。
購入時またはレンタル時に市指定の請求書を記入してください。

* GPS機器の取り扱い等に関しては、業者で直接説明を受けてください。

申請時に必要なもの

- 申請書
- 見積り書
- 利用者基本情報
- GPS機器を利用される方の写真（上半身・全身）

* 申請内容や利用者基本情報、利用される方の写真等の個人情報は、GPS機器を利用される方の早期発見と、事故を未然に防ぐために、益田警察署へ情報提供します。ご理解ください。

問い合わせ先

益田市 福祉環境部高齢者福祉課
〒698-8650 益田市常盤町1番1号
TEL：0856-31-0245 FAX：0856-24-0181

【1】事業内容

目的	日常生活に不安があり、常に見守りが必要な高齢者世帯の方に対し、民間の警備会社が提供する緊急時駆けつけサービスを利用する際の初期費用の一部を助成し、安心して生活できる環境を整える。
対象者	次の要件を全て満たす方 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。 (3) 65歳以上であること。 (4) 同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。 (5) 同一世帯に属する者について、市税等の滞納がないこと。 ※安心見守りネットワーク事業（サスケ）と利用の併用はできません。
助成金額	市と協定した民間警備会社が提供する緊急通報装置の導入費用 上限 20,000円
利用者負担	○月額の利用料 ○市助成額20,000円を超えた場合の設置費用 ○オプションを選択した場合の設置費、月額利用料 ○サービス利用に伴う電話使用料 等

★サスケとの違い

- ①本人・家族から申請が可能
- ②協力員の登録が不要

【2】申請からサービス利用までの流れ

<p>①申請</p>	<p>対象要件を確認のうえ、市が業務を委託する警備会社に見積を依頼する。 本人または家族が、申請書に警備会社が発行する見積書を添えて市へ提出する。 (申請書格納場所：高齢者福祉課、各分庁舎、市公式ウェブサイト、別紙対象警備会社)</p> <p>※必ず導入する前に申請をしてください。申請前に導入したものは助成対象外となります。</p>
<p>②市から決定 通知書を送付</p>	<p>市は申請内容を確認し、助成するとした対象者（申請者）へ決定等通知書を送付する。</p>
<p>③サービス利用</p>	<p>市から届いた決定通知書を警備会社に掲示し、機器の設置等サービス利用の手続きを進める。</p>
<p>④支払い</p>	<p>設置等が完了したら、市助成額 上限20,000円を差し引いた導入費用を警備会社に支払う。 対象者は市指定の請求書に、警備会社が補助金を代理で受領することに署名する。 (その後、警備会社が請求書を提出し、市は支払いを行う。)</p>

【3】対象警備会社

	ALSOK山陰（株）	セコム山陰（株）	北陽警備保障（株）
所在地	益田市中吉田町1085番地7 センタービル	益田市乙吉町イ96番地5 ビジネスコート乙吉ビル	益田市あけぼの東町2番地1
連絡先	TEL(0856)22-5443	TEL(0856)23-4724	TEL(0856)23-3571

【4】その他

- * 警備会社によっては、お住まいの地域を対応できない場合があります。
- * サービス内容等、詳しくは各警備会社にご確認ください。
- * 事業の詳細や申請書類等は、市公式ウェブサイトに掲載しています。

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
TEL : (0856) 31-0235 FAX : (0856) 24-0181